

みどり通信

第129号 2007. 4. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 交通事故情報	P8
● 税務	P3	● 初めてのエクセル	P9
● 社会保険	P4	● これからの研修	P10
● 生命保険	P5	● あとがき	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P7		



4と9のつく日は加茂の市の日です。
朝早くから多くの人でにぎわっています（4月4日撮影）

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、4月5日のホームページ掲載のものからです。

『夢と勇気と・・・』

2007年は、団塊の世代の多くの方々が定年退職をむかえるとのこと。ということで、今朝5日の日経新聞は、最近開かれた、退職する団塊の世代についての「シニア・ライフ・シンポジウム」の内容が2面にわたって紹介されています。

その記事の中で、竹中平蔵氏が基調講演された内容も書かれております。竹中氏は、日本は今後シニアの人たちが増えてくる。同時に出生率が低下し、少子高齢化が進む。日本経済を少子高齢化と切り離すことはむずかしい。日本はこれから定住人口が減り続ける。そのため交流人口を増やさなければならない。シニアのリタイア後何をした以下のアンケートの第1位は旅行が圧倒的。だから旅行ビジネスは大きな可能性がある。その旅行は交流人口を増やす。さらに竹中氏はチャップリンの言葉を引用。

「チャップリンは“人生に必要なのは夢と勇気とサムマナー”と言った。夢をもって一歩踏み出す勇気があれば、シニアも充実したライフスタイルを築いていける。ただ、ビクマナーではないがサムマナーが必要だ。そのためには個人が努力する部分もあるし、改革を続けて経済をしっかりと運営していくと言う政府の責任もある」と。



このチャップリンの言葉は、前小泉総理も国会で引用していた言葉です。

「夢と勇気とサムマナー」

この言葉をウェブで検索してみたところ、次のような解説がありました。

何かをするためにはお金が必要。しかし、お金自体が目的となったら本末転倒で本来の目的を失ってしまう。重要なのは夢。そこで必要となってくるのは、それを実行するわずかな勇気。そうすれば人生は充実して生きていける。お金は、いろいろな夢をかなえてくれる小道具に過ぎない。

働いて必要なだけのお金を稼いだら、後は自分の夢を叶えるために時間を費やすことができたならなんとすばらしいことではないでしょうか。日本は経済的に豊かになったといいますが、もっともっと夢と勇気をもって生きていきたいものです。

他にも、すばらしい言葉を見つけましたので紹介します。

- 望みをもちましょう。でも望みは多すぎではいけません・・・・・・モーツァルト
- 一日十回感動すること。それが長生きの秘訣です・・・・・・・・・・加藤シズエ
- 大失敗するものだけが、大成功をおさめる・・・・・・・・・・ロバート・ケネディ
- 失敗したところでやめてしまうから失敗になる、成功するところまで続ければ、それは成功になる・・・・・・・・・・・・・・・・・・松下幸之助

税理士 山 口 昇

税 務

適用していますか？昨年度税制改正項目の

5,000円以下の飲食費の損金算入

昨年度税制改正により、法人の交際費のうち飲食費で一人当たり5,000円以下の支出は、一定の要件の下で交際費課税の対象から除外されることとなっております。

主な要件は3つあります。

1、社外の人との飲食費に限定

役員もしくは従業員又はこれらの親族等、社内の人だけの飲食費で、社内交際費になるものは対象外です。

2、次の4事項を記載した書類の保存が必要

- ① 飲食等があった年月日
- ② 飲食等に参加した社外の人の社名（名称）、氏名、及び関係
- ③ 飲食等に参加した人数
- ④ 費用の金額、飲食店の名称及び所在地

3、平成18年4月1日以後開始する事業年度分から適用

今現在全ての法人が適用になっていると思われます。
飲食費の支出があった場合は今一度ご確認下さい。

詳しくは当事務所担当者にお気軽にお問い合わせ下さい。

健康保険法が4月から変わります

<標準賞与額の上限が年度累計540万円になります>

賞与が支給された場合の社会保険料は、標準賞与額に毎月の保険料と同率保険料率を乗じて算出されており、支給1回につき健康保険は200万円、厚生年金では150万円という上限が設けられていました。

それが2007年4月から上限が年間の賞与累計額で540万円に引き上げられることになりました(4月1日～3月31日の年度で判断)。

厚生年金保険は従来どおり変更ありません。

<出産手当金及び傷害手当金の支給額の変更>

出産手当金及び傷害手当金の支給額が2007年4月以降から標準報酬日額の6割から、標準報酬日額の3分の2相当額へ変更になります。

<被保険者資格喪失後の出産手当金の廃止>

これまでは会社を退職して被保険者としての資格を喪失後であっても6ヶ月以内の出産であれば出産手当金が支給されました(ただし、被保険者期間が継続して1年以上あった場合)。これが2007年4月以降、廃止されることとなりました。

ただし、経過的措置として3月までに資格喪失し(被保険者期間が継続して1年以上あった場合)、資格喪失日から42日以内に出産した場合についてはこれまでどおり支給されます。

なお、出産育児一時金(35万円)は、被保険者期間が継続して1年以上ありかつ資格喪失後6ヶ月以内の出産であれば、従来どおり支給されます。

<任意継続被保険者の給付の一部廃止>

任意継続被保険者であっても傷病手当金、出産手当金が支給されましたが2007年4月以降は原則として廃止されます。

ただし、それ以外の出産育児一時金、高額療養費、埋葬料の給付は従来と同様に受けることができます。

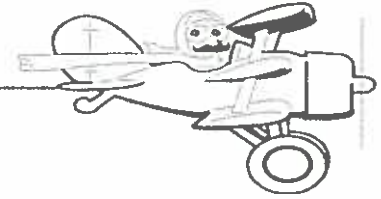
詳しくは社会保険庁のホームページ
(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。



経営者のための生命保険講座 第101回

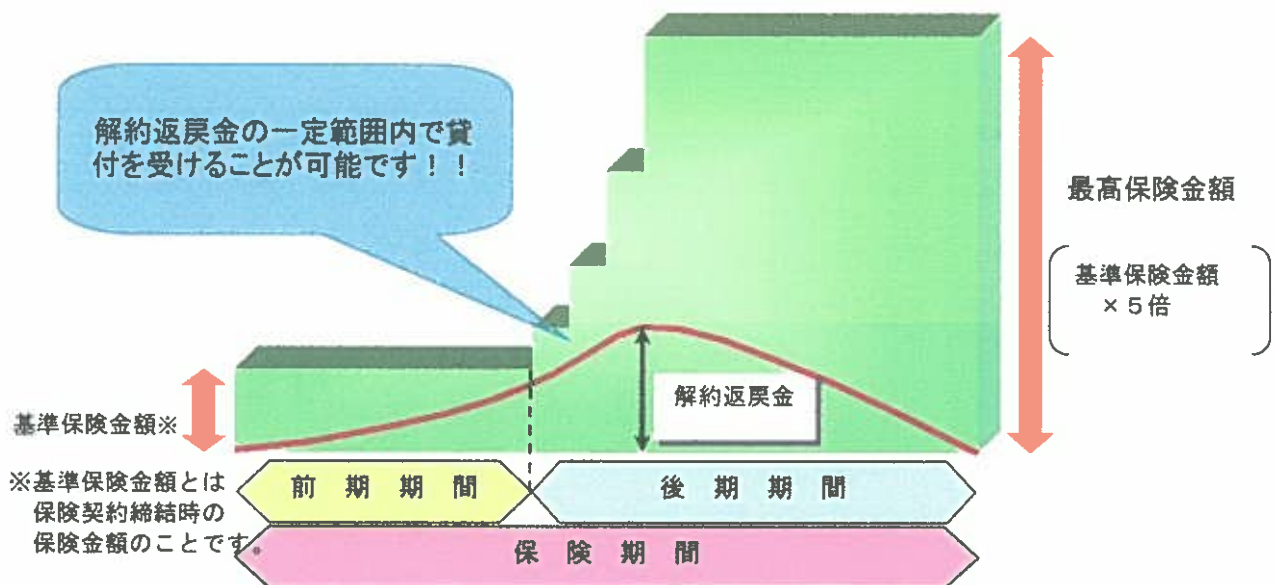
今日のテーマ

契約者貸付制度



生命保険には、契約者が一時的にまとまった資金が必要になったとき、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けられる制度があります。一定の条件を満たせば、いつでも何回でも実行でき、返済もいつでも可能な【契約者貸付制度】についてご紹介いたします。

◆例えば逓増定期保険の場合



ポイント

- ◆解約返戻金は、契約時には全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられます。その後保険期間が満了に近づくにつれ次第に減少します。また、解約返戻金は多くの場合、払込保険料を下回ります。
- ◆貸付利率や、貸付割合、貸付可能な保険種類は会社により異なります。

急に資金が必要になった場合でも、保険を解約してしまえば大切な保障がなくなってしまいます。さらに、解約後再度保険に加入したいと考えても、その時の年齢・健康状態によっては保険料が高くなったり、加入できないということがあるかもしれません。そんな時【契約者貸付制度】を利用すれば、保障も継続されるので安心です。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてください。

一倉定の経営心得シリーズ

その七十八

新商品は、

「それを誰が買うか」を

一番先に考えよ。

新商品は「それを誰が買うか」を一番先に考えるのである。顧客と思われるところに現物見本を持っていき、売れるかどうかを確かめてから、新設備なり新会社なりをたてるのであって、まだ売れるか売れないかも分かりもしないうちから、製造することを考えてはいけないのである。

新事業・新商品の難事中的難事は「販売」である。

今まで世の中になかった商品は、市場がない。消費者やエンド・ユーザは、その商品のあることを知らない、販売実績のない商品は流通業者は扱いたがらない、という全くゼロの状態から出発しなければならぬ。…

だから不用意に走り出すことは絶対に慎まなければならないのである。そして、早急に成果を期待せず、長期的な育成をはかることが肝心である。これが成功へ導く秘訣である。

火災保険

新価払・時価払

火災保険不払い問題が取り沙汰されている昨今、4月より火災保険の大幅改訂があります。これを機にご自宅等の火災保険の契約を見直してはいかがでしょうか？

■補償額

基本的には、保険会社は簡易評価基準というものをを用いて、構造や広さから補償額を設定します。簡易評価基準から算出した建築費のほか、契約者と相談して補償額を決めていきます。火災保険では±20%以内で補償額を決めることになっていますが、高い材料の建物なら多めに、安い材料の建物なら低めにと実態に合わせていくことで適正な金額を探し出していくわけです。

全損でわかりやすいのは全焼ですが、全焼の際に前と同程度の建物が火災保険の保険金で建てられるのが、**補償額を決める上での前提**となります。

■新価払

同一の建物を新たに建築あるいは購入するために、必要な金額（再調達価額）を算出して支払われる契約をいいます。万一の事故の時は、全損でも分損でも再調達価額を基準に損害額を算出し、保険金が支払われることとなります。小火であっても修理費の全額が賄われますので、何かの事故の際には問題が起りにくいですし、役立つはずです。

新価払いにするには**価額協定保険特約**を付帯することが必要です。

■新価算出法

- | | | | |
|--------------|---|--------|-------------------------|
| 建築時の時価がわかる | → | 建築費倍率法 | 建築時の新築価額に物価上昇率を考慮した金額 |
| 建築時の時価がわからない | → | 新築費単価法 | 建物の㎡当たりの新築費単価に床面積を乗じて計算 |

■時価払

時価とは現在の価値のことで、建物の価値は日々減少していくものですが、その**下がった金額で補償するのが時価払**です。少なくとも毎年補償額を下げていかないと、超過保険が発生する要因となります。火災保険金だけで新築することは時価払いでは困難な場合がありますので、新価払いに切り替えることをおすすめいたします。

平成19年 3月の交通事故情報

(加茂警察署 交通課にお聞きしました。)

	加茂		
	本年	昨年	増減
人身事故	20件	18件	2件増
(けが人)	26人	21人	5人増
死亡事故	0件	0件	—

4月4日(火)～4月10日(火)は『新入学(園)児を守る交通安全週間』です!

注意する事柄

- 交差点での自転車と自動車、バイクと自動車の接触事故が多くなっていますので、交差点では必ず減速してください。
- 新一年生が入学し、1週間程度は保護者が指導に当たりますが、その後は子ども達だけの登下校になりますので、歩行者を保護しながら運転してください。
- 歓送迎会やお花見のシーズンですが、飲酒運転は絶対しないようにしてください。



「事故を起こす人に共通すること」

「クルマや運転に対して用心深さが欠けていて、大胆である」こと。

例えば・・・

- ・友人たちと遊びに行くとき、クルマを出したがる。
- ・人のクルマを運転したがる。
- ・慣れないクルマ(他人のクルマや久しぶりに乗るクルマ)でも、慣らし走行をしない
- ・同乗者がいると、運転をしたがる、スピードを出したがる。
- ・指示器を出すのが面倒だ。
- ・シートベルトを着用しないことがある。

シートベルトを着用しないことなどは、事故に直接結びつかないと思うかもしれませんが、しかし、そのシートベルトを着用しなくても運転できるという心構えが運転にも伝わり、影響を及ぼすために、事故を引き起こしやすくなるのです。

無事故を目指すのであれば、具体的な運転技術の前にクルマに対する用心深さや、慎重さを身に付けなければいけません。

また、それらを抜きに運転技術をいくら磨いたとしても、必ず事故は起こるでしょう。逆に、それらが備わっていれば、無理な行動をしなくなり、事故を回避する行動へとつながるのです。

【無事故運転法・習得マニュアル】より



● 達成率の求め方

「実績」を「目標」で割ります。

1. 「D5」セルをクリックして、「=」を入力し、「C5」セルをクリックします。

	A	B	C	D
2	営業部の成績			
3				
4		目標	実績	達成率
5	第1営業部	1,258,000	1,400,000	=C5/
6	第2営業部	950,000	800,000	
7	第3営業部	458,000	325,000	
8	第4営業部	650,000	520,000	
9	合計	3,316,000	3,045,000	

2. 「/」を入力します。
(「/」は割り算の演算子記号)

	A	B	C	D
2	営業部の成績			
3				
4		目標	実績	達成率
5	第1営業部	1,258,000	1,400,000	=C5/
6	第2営業部	950,000	800,000	
7	第3営業部	458,000	325,000	
8	第4営業部	650,000	520,000	
9	合計	3,316,000	3,045,000	

3. 「B5」セルをクリックし、**Enter**を押します。

	A	B	C	D
2	営業部の成績			
3				
4		目標	実績	達成率
5	第1営業部	1,258,000	1,400,000	=C5/B5
6	第2営業部	950,000	800,000	
7	第3営業部	458,000	325,000	
8	第4営業部	650,000	520,000	
9	合計	3,316,000	3,045,000	

4. ドラッグして計算式のコピーをします。

実績	達成率
1,400,000	1.1
800,000	
325,000	
520,000	
3,045,000	

→

実績	達成率
1,400,000	1.1
800,000	0.8
325,000	0.7
520,000	0.8
3,045,000	0.9

5. 「パーセントスタイル」のボタンをクリックします。



	達成率
1,400,000	111%
800,000	84%
325,000	71%
520,000	80%
3,045,000	82%

パーセントスタイル

小数点表示桁上げ

小数点表示桁下げ

6. 「小数点表示桁上げ」をクリックすると、小数点以下が表示されます。

(押す回数により、小数点以下第1位、2位・・・と表示され、「小数点表示桁下げ」をクリックすると、小数点以下が桁下げされます。)

実績	達成率
1,400,000	111.3%
800,000	84.2%
325,000	71.0%
520,000	80.0%
3,045,000	81.8%

これからの研修

エクセル講座 (10回)	加茂市産業センター	4月3日 ~ 5月8日 火曜・木曜 13:30 ~ 15:00
経営者講座 新潟活学塾 (別紙のとおり)	当事務所研修室	4月11日 (水) 13:30 ~ 15:00
原点の会	三条商工会議所	5月2日 (水) 9:00 ~ 12:00



あ と が き

最近家族で、「そろそろ富士山登山をしようじゃないか!」という話題になりました。

私は内心(え〜っ、ふ…富士山かぁ)と頭をよぎりましたが、表面上は、うんうんとうなずき、そうだよねといった顔をしました。

実際、年々体力が低下しており普段の運動不足も考えると、とってもハードに思えるのですが、主人や子供たちと一緒に富士山に登るチャンスがそうそうあるとは限らず話題になった今がチャンスなのかなと思いました。子供たちに置いて行かれないように今からでも体カアップに励まなければ!!

そこで今年は、この富士山に登るんだよと、富士山を見に行く予定です

鶴 巻 博 子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					



5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp